

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

**障がい者交通費助成制度の
更新手続き**

①福祉タクシー利用券②自動車燃料助成券③福祉乗車証
の有効期限は3月31日(木)です。お住まいの区の区役所で更新手続きをしてください。
なお、④ウイズユーカードは4月1日(木)から受け付けます(現在のカードを使い終えてから申請)。

申請手続き①②のうち、重度障がい者は2月15日(月)、中度障がい者は22日(月)、③は3月1日(月)から随時受け付け。
持ち物旧乗車証、印鑑、各種手帳。本人に代わって申請する場合は、代理人の印鑑と名前が確認できるもの。②を申請する方は車検証(写し可)、④を申請する方は使用済みのウイズユーカード。
対重度障がい者(身体1・2級、療育A、精神1・2級、戦傷病者特別③3項症の各手帳所持者) ①②③の中から選択。中度障がい者(身体3・4級、療育B、精神3級、戦傷病者第4④第6項症・第1款症、いつくしみ重度の各手帳保持者、および被爆者健康手帳所持者で手当受給者)
①②④の中から選択。
※平成22年度から制度の一部が変更になります。廃止となる定期券助成を受けていて、払い戻しを希望する方は、3

月中に申請してください。
詳細 区役所(1階)の保健福祉課

**障がい者向け
コールセンター研修**

2月16日(火)～19日(金)・22日(月)～25日(木)午前10時～正午。
所 札幌チャレンジド(中央区北5西6札幌ビル)。

対障がいのある方10人。
申、**FAX**、**E**。上欄必要事項を記入し、2月12日(金)までに札幌チャレンジド(☎261)0074、**FAX**(219)1811、**E**challenged@s-challenged.jp)へ。
抽選

詳細 新産業担当☎(211)2379、**HP**
中途失聴者・難聴者に対する相談会
2月27日(土)午後1時。
所 身体障害者福祉センター(西区二十四軒2の6)。
対 中途失聴者・難聴者とその関係者。

詳細 身体障害者福祉協会☎(641)8853、**FAX**(641)8966

未婚者の集い

内 身体に障がいのある方の結婚を目的とした出合いの会。
障がいのない方も参加可。
2月28日(日)午前11時～午後2時。
所 ホテルライフォート(中央

区南10西1)。
対 20歳～59歳で、身体的・経済的に自力生活が可能な方。
¥2千500円。

申 はがき、☎、**FAX**。上欄必要事項と職業、障がいのある方は障がいの名を記入し、2月18日(木)(消印有効)までに身体障害者福祉協会☎063-0802西区二十四軒2の6身体障害者福祉センター内、**FAX**(641)8966)へ。2月25日(木)以降の取り消しは、費用を全額負担。
詳細 身体障害者福祉協会☎(641)8853

**知的障がいのある方の
職業訓練**

内 食品加工(主に納豆製造)。
所 4月12日(月)～来年3月17日(木)。はまなす食品(北広島市北の里56)。
対 ¥療育手帳を所持(申請中を含む)している25歳以下の方10人。月額1万5千円程度。
申 ハローワークに相談の上、3月5日(金)までに申し込み。選考あり。
詳細 障がい福祉課☎(211)2936

国民年金



△学生の皆さんへ▽
大学(大学院)、短大、高校、

後期高齢者医療制度・国民健康保険の保険料の納付方法

保険料の納付方法についてお知らせします。以下の内容は、基本的なケースを示したものであり、当てはまらない場合もあります。詳細はお問い合わせください。

■来年度の保険料の納付方法

- ①年金天引き(特別徴収)で納めている方
年金天引きが継続します。ただし、世帯主が75歳になる年度の国保料は、納入通知書または口座振替で納付します。
- ②納入通知書で納めている方
年金が年額18万円未満の方、介護保険料と当該保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える方は、納入通知書で納付します。該当しない方は、年金天引きが始まります。なお、国保で年金天引きの対象となるのは、加入者全員が65歳以上74歳以下の世帯の世帯主です。
- ③口座振替で納めている方
口座振替が継続します。

■口座振替への変更

年金天引き、納入通知書で保険料を納めている方は、希望により口座振替での納付に変更できます。手続きは、お住まいの区の区役所保険年金課へご相談ください。

■4月と6月の年金天引き(仮徴収)

両月の年金からは、暫定的に平成21年度の保険料を基に天引きします。22年度の保険料が確定し、差額が生じた場合は、8月以降の保険料で調整します。

■新たに被保険者となった方・年金天引きの対象年齢に到達した方の年金天引き開始月の目安

年金天引きの開始時期は、対象年齢に到達した時期などによって異なります(下表)。年金天引きとならない期間は、納入通知書や口座振替により納付します。

年金天引き開始月

<後期> 75歳の到達月 (障害認定取得月)	<国保> 65歳の到達月 <後期・国保> 年金の新規裁定月 市外からの転入月	年金天引き 開始月の目安
4月、5月	—	当年度10月
6月～9月	4月～9月	翌年度4月
10月、11月		翌年度6月
12月、1月		翌年度8月
2月、3月		翌年度10月

詳細 区役所(1階)の保険年金課